

# 国際教養大学防災管理規程

平成16年4月1日  
理事長決定  
規程第97号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「本法人」という。）における防災管理の徹底を期し、火災その他の災害による人的及び物的な被害を防止し、又は軽減することを目的とする。

(防災管理の統括)

第2条 理事長は、本法人における防災管理の全般を統括する。

(防災委員会)

第3条 本学に、防災管理に関する次の各号に掲げる事項を審議するため、防災委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 防災計画及びその実施に関すること。
- (2) 防災に関する規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 防災用設備の整備及び改善に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) その他防災に関し必要な事項

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 学務部長
- (3) 学生部長
- (4) 事務局次長
- (5) 各課室長
- (6) 第6条第2項の規定により、防火管理者として指名を受けた者
- (7) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

(管理権原者)

第5条 施設の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、国際教養大学施設管理規定第2条に規定する総括管理者とする。

(防火管理者)

第6条 本学に、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者を置き、事務局長をもって充てる。ただし、防火管理者が消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条に定める資格を有しない場合は、管理権原者が有資格者

のうちから指名するものとする。

- 2 管理権原者は、必要に応じて、特別に区域又は施設を定め、別に防火管理者を指名することができる。

(防火管理者の責務)

第7条 防火管理者は、消防法施行令第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な設備の点検及び整備に関すること。
- (2) 火気の使用又は取扱いに関すること。
- (3) 消防計画の作成並びにこれに基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

(火元責任者)

第8条 本学の施設の各室に、火元責任者を置く。

- 2 国際教養大学施設管理規程第3条別表1に掲げる施設管理者は、それぞれの管理施設における各室ごとに火元責任者を定め、防火管理者に届け出なければならない。
- 3 火元責任者は、その責任に属する室について、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 火気取扱いの注意及び安全の確認
- (2) 火気周辺の整理整頓
- (3) 消火器の点検、配置及び数量の確認
- (4) その他火気の防止に関すること

(点検検査)

第9条 防火管理者は、消火設備、避難設備その他防火管理に関する設備について、点検検査を行うもの(以下「点検検査員」という。)を指名し、別表第1に定める基準により、点検検査を行わせなければならない。

- 2 点検検査員は、前項の点検検査を終了したときは、その結果を点検検査報告書(別記様式)により、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

(防火管理者の消防機関との連絡)

第10条 防火管理者は、防火管理の適正を期すため、次に掲げる事項について、所轄消防機関との連絡を密にするものとする。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練の始動及び講習のための派遣要請
- (4) 法令に基づく諸手続の促進
- (5) その他防火管理上必要な事項

(自衛消防隊)

第11条 本法人に、火災その他災害発生における被害を最小限にとどめるため、自

衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織、任務その他必要な事項は、別に定める。

(教職員の義務)

第12条 教職員は、火災防止のため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 教室、廊下、倉庫又は危険物のある場所では喫煙その他火気を使用してはならない。

(2) 各室最後の退室者は、必ず火気の後始末をし、又はその点検を行い、安全を確認の上で退室しなければならない。

(3) 本法人施設内で火災を発見したときは、直ちに火災報知器を作動させるとともに、他の教職員の協力を求め、初期消火を行う等適切な措置をとるものとする。

(その他)

第13条 理事長は、防災管理上必要があると認めるときは、この規程に基づく対策の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 学生その他本学の施設内において委託事業又は請負工事等に従事しているものについては、この規程を適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

| 区 分         | 内 容                           | 備 考              |
|-------------|-------------------------------|------------------|
| 火 気 使 用 施 設 | 給湯室、ボイラー等の管理状況                | 随 時              |
| 避 難 施 設     | 防火シャッター、避難階段、非常口等の管理状況        | 外観 月1回<br>作動 年1回 |
| 電 気 設 備     | 電気配線、電気機器、避雷針等の管理状況           | 外観 随時<br>作動 年1回  |
| 警 報 設 備     | 火災報知設備の管理状況                   | 外観 随時<br>作動 年1回  |
| 消 火 設 備     | 消火器、消火栓、貯水槽等の管理及び配置並びに付近の整理状況 | 外観 随時<br>作動 年1回  |
| 危 険 物       | 危険物の保管状況                      | 随 時              |

別記様式（第9条関係）

点検検査報告書

平成 年 月 日

(防火管理者氏名)

様

検査員氏名 \_\_\_\_\_

|          |   |
|----------|---|
| 実施年月日    | 年 月 日   |
| 点検検査の区分  | <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時 |
| 点検検査の内容  |   |
| 異常のある設備  |   |
| 改善を要する事項 |   |
| 応急措置     |   |